

## 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 不備な内訳書と判断し、入札を無効とするもの

次の掲げる事項に該当する場合には、吉川市契約規則第16条第1項第10号「その他入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、原則、当該入札を無効とする。

#### （1）未提出又は未提出と同等と認められる場合

- ①内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ②内訳書と関係のない書類が提出された場合
- ③他の工事の内訳書が提出された場合
- ④内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ⑤当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- ⑥他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- ⑦市が指定した内訳書以外の書式を使用し、提出した場合（科目の加筆・書き換え等）※内訳書の不明点については質問で確認すること。

#### （2）記載すべき事項が欠けている場合

- ①総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ②件名、場所、入札金額又は応札者の記載がない場合

#### （3）記載事項に誤りがある場合

- ①件名、場所又は応札者名に誤りがある場合
- ②内訳書の合計額が入札金額と異なる場合
- ③内訳書の科目ごとの合計金額が、総額と異なる場合

### 2 不備な内訳書とは判断せず、入札を有効とするもの

- （1）件名、場所、応札者名の誤りが軽微であると認められる場合
- （2）そのほか軽微な誤字、脱字だと認められる場合

### 3 その他

- （1）入札参加者は、いったん提出した内訳書の撤回、書き換え又は引き換えをすることはできない。